

第1章 第3次計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

自殺対策基本法の改正や国の自殺総合対策大綱の見直しを踏まえ、本県の自殺対策の取組を引き続き総合的に進めていくため、現行計画を見直し「山口県自殺総合対策計画（第3次）」を策定

2 位置付け

自殺対策基本法第13条に定める「都道府県自殺対策計画」

3 目標

<基本目標>

「気づきと絆を大切にしてい県民誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

<数値目標>

2026年までに2015(平成27)年の自殺死亡率を30%以上減少
20.0 (2015(平成27)年) → 14.0以下 (2026年)

4 見直し時期

おおむね5年を目途に見直し

第2章 山口県の自殺の現状分析

1 山口県の自殺の現状

自殺者数は、近年では2009(平成21)年以降は減少傾向にあり、2013(平成25)年からは4年連続で300人を下回っている。

また、長年全国平均を上回っていた自殺死亡率もここ数年全国平均を下回りつつある。

2 これまでの自殺対策の取組状況と課題

現行計画に基づき、5つの柱に2つの視点を加えて、精神保健福祉センターに設置した地域自殺対策推進センターを中心に、各健康福祉センターや市町等と連携し、各種施策を総合的に実施

- 課題**
- ・就学期を中心とした若者対策の強化が必要
 - ・地域の関係機関等との更なる連携の強化が必要
 - ・新たに自殺対策計画を策定することとなった市町への支援の強化が必要

第3章 自殺対策の基本的な考え方

国の大綱における基本理念や基本認識、基本方針を踏まえ、引き続き、5つの柱に2つの視点を加えて、本県の状況に応じた対策に取り組む。特に、児童生徒を対象とした自殺予防教育など就学期を中心とした若者対策の強化や関係機関等との更なる連携強化に努める。

山口県自殺総合対策計画（第3次）の概要

～ 国の自殺総合対策大綱 ～

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

本県自殺対策の5つの柱と2つの視点

[5つの柱]

Ⅰ 正しい知識の普及

Ⅱ 人材養成

Ⅲ ハイリスク者への支援

Ⅳ アフターケアによる予防

Ⅴ 地域の関係機関等との連携強化



<世代別の視点>

就学期
青年期
中高年期
高齢期

<段階別・対象者別の視点>

事前予防
早期発見・早期対応
事後対応

Ⅰ 正しい知識の普及

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるための取組

Ⅱ 人材養成

相談援助を行う者をはじめとする自殺予防に関わるすべての関係者の資質の向上や対応技術を高めるための取組

Ⅲ ハイリスク者への支援

うつ病などの精神疾患患者や多重債務など経済的問題、勤務問題等を抱えた自殺のリスクが高いといわれている人への支援の取組

Ⅳ アフターケアによる予防

自殺が生じた場合の事後対応（アフターケア）や自死遺族、遺族の自助グループに対する支援の取組

Ⅴ 地域の関係機関等との連携強化

住民の身近なところで相談・支援が受けられるよう地域の関係機関の連携を強化する取組

<世代別の視点>

- ・就学期（高校卒業まで）
- ・青年期（高校卒業から概ね30歳まで）
- ・中高年期（概ね30歳から65歳まで）
- ・高齢期（概ね65歳以上）

<段階別・対象者別の視点>

- ・事前予防 → すべての県民
- ・早期発見・早期対応 → 自殺リスクのある人
- ・事後対応 → 自殺既遂者の身近にいる人

第4章 自殺対策の具体的取組

- 1 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 2 自殺対策の推進に資する調査等を推進する
- 3 自殺対策に係る人材の養成及び資質の向上を図る
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 市町への支援を強化する
- 10 関係機関・民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

県民、家庭、学校、職場、地域、関係機関・民間団体、行政の相互の連携・協力により自殺対策を推進する。

2 計画の進行管理

山口県自殺対策連絡協議会にて点検・評価を行う。